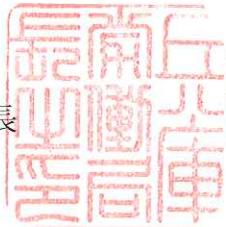




兵労発基 1120 第4号  
平成 29 年 11 月 20 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン  
の実施について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国の平成 29 年 9 月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は 212 人で、前年同期と比べ 20 人 (10.4%) の大幅な増加となっており、このうち、墜落・転落災害によるものは 90 人と、死亡災害全体の 42.5% を占めています。

兵庫県下においては、平成 29 年 10 月末時点の死亡者数は 10 人で、前年同期と比べ 3 人 (42.9%) の増加となっており、このうち、墜落・転落災害によるものは 6 人と、死亡災害全体の 60% を占めていることから、建設業における労働災害の減少を図るために、墜落・転落災害防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 111 号)に基づき本年 6 月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号の別紙)の別添に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の 2 ヶ月間(平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで)、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただけようお願いいたします。

# No more ! 墜落・転落災害 @建設現場

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！  
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！

## 「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～ 平成30年1月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。

期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組みますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

### 【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

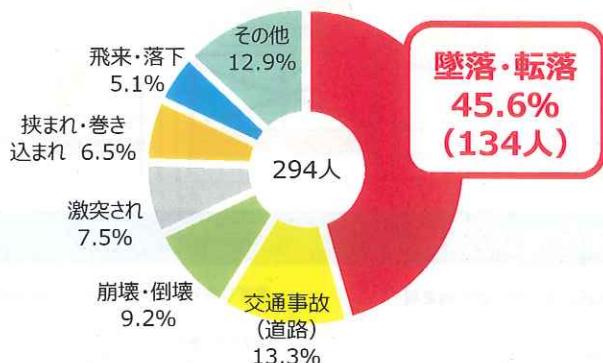
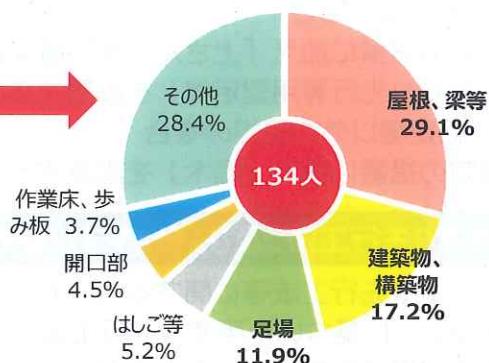


図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



### 建設現場では、a～iの実施事項（基本事項）を要確認

<input type="checkbox"/> a. 作業床の設置	高さ 2 m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/> b. 手すり等の設置	高さ 2 m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/> c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/> d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/> e. 足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/> f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/> g. 作業主任者の選任	高さ 5 m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/> h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/> i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの  
事項を確認して、  
□にチェック!  
※裏面も参照して  
ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置(表面に記載したa～iの基本事項)を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

## 本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、**足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

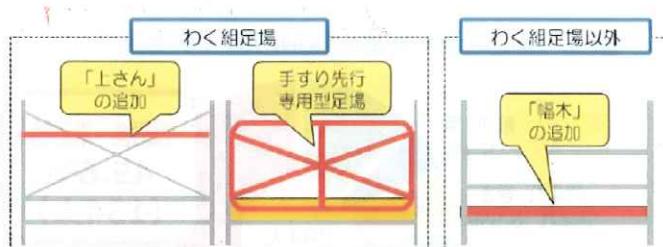
### 1：上さん・幅木などの設置

#### ○ わく組足場の場合

- ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
- ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。

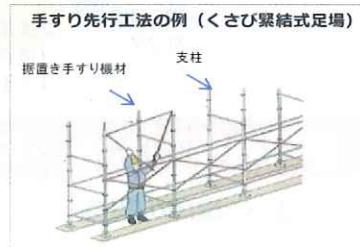
#### ○ わく組足場以外の足場の場合

- ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



### 2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」<sup>\*</sup>に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。<sup>\*</sup>厚生労働省ホームページに掲載。



### 3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト<sup>\*</sup>に基づいて行うこと。

<sup>\*</sup>厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneisebu/0000088456.pdf>

## その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

### はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。<sup>\*</sup>詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」参照（[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf)）。

### 屋根の上などの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。<sup>\*</sup>詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照（[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf)）。

建設業の事業者・元請事業者の皆さんへ

## 足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、  
**約45%は、墜落・転落災害**によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P4 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P2・3の(1)(2)(3)

### 建設業における労働災害の発生状況

図1  
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

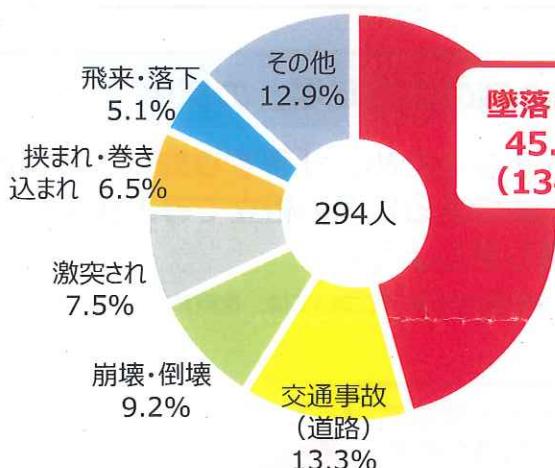
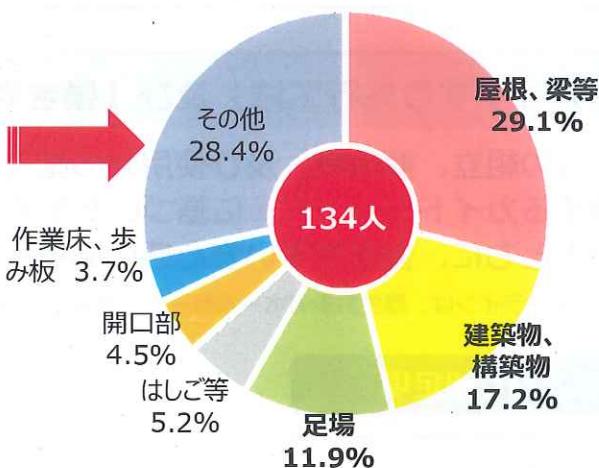


図2  
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、平成29年12月から平成30年1月まで、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を実施しています。

No more! 墜落・転落災害 @建設現場



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則（※）の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等**を示しています。（※）P4参照

### （1）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

#### わく組足場

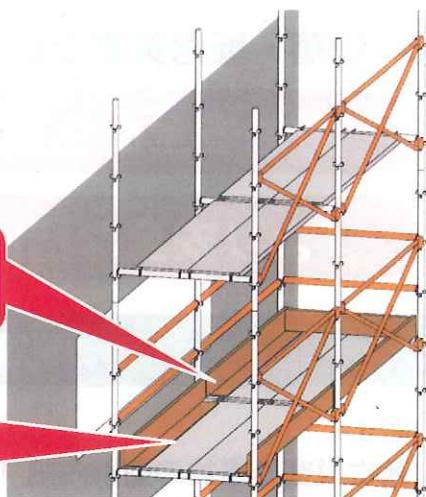
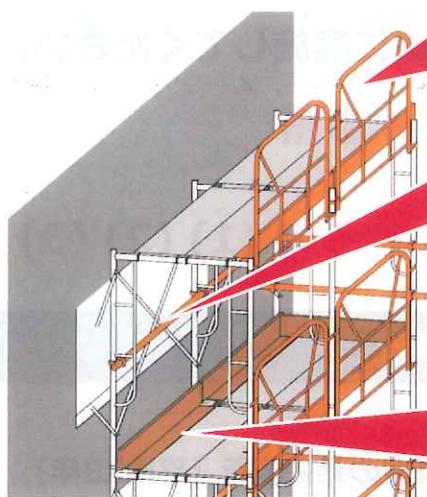
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置  
(図は床付き幅木の例)

#### その他の足場



### （2）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

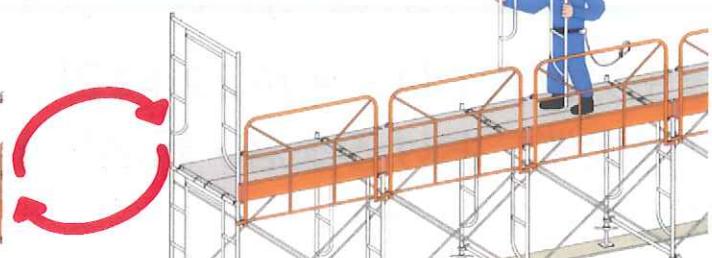
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

#### わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

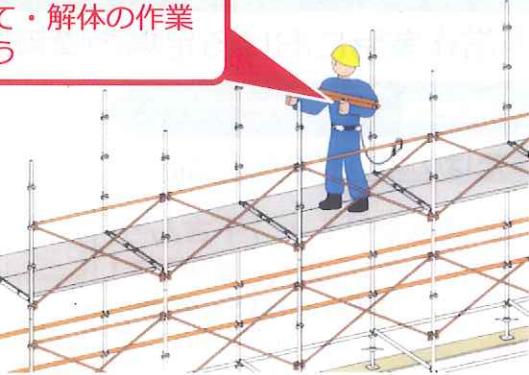
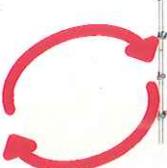
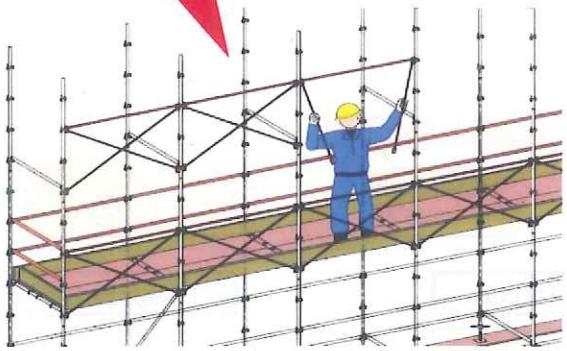
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



## その他の足場

最上層の一層下から手すりを設置

手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



## 手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法です。

## (3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 ～わく組足場用～

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の組合せ、取付け及び排水の状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布地は使用したり、損傷していないか ③つるみや穴の修理止めは確実にロックされているか ④床材と建物の隙間は 12 センチメートル未溝（※）か ⑤床付き布地は建物に隙間なく設置されているか ⑥
2 塗地、布、軽木等の堅結部、接続部及び取付部の様子の状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロッカ等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロッカはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤

足場等の種類別点検チェックリスト（注1）足場用（注2）			
足場等点検チェックリスト			
点検者名（注3）	上級者（注4）	（注5）	（注6）
点検者職氏名（注7）	（注8）	（注9）	（注10）
点検日（注11）	年（注12）月（注13）日（注14）	（注15）	（注16）
点検実施理由（注17）、登入統一地番名、足場の組立員、点検体制、変更箇所（注18）	（注19）	（注20）	（注21）
点検等の相談（注22）、連絡（注23）	（注24）	（注25）	（注26）

点検事項（注6） 点 検 の 内 容（注7） 良否（注8） 是非評定（注9） 総評（注10）

1 床材の組合せ、取付け及び排水の状態

2 塗地、布、軽木等の堅結部、接続部及び取付部の様子の状態

3 塗地材及び脚柱金具の組合せ

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の十分な知識・経験のある方を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的で的確なものとしましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyzokuanzeniseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

## (参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

### ● 通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

#### わく組足場

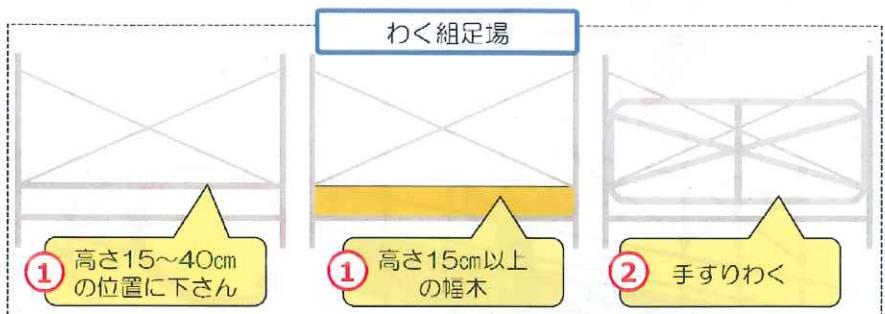
##### ①または②のいずれかの措置

- ①「交さ筋かい」+「下さん\*」  
または「高さ15cm以上の幅木」

\*下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、

- ②「手すりわく」



#### その他の足場

##### ①と②両方の措置

- ①「手すり\*」

\*手すりの位置 = 高さ85cm以上

- ②「中さん\*」

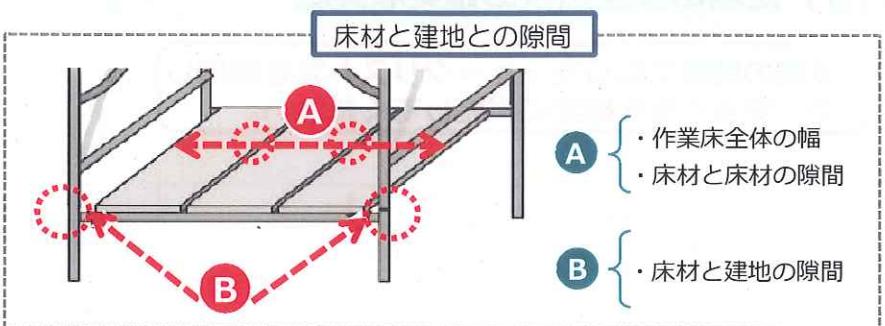
\*中さんの位置 = 高さ35~50cm



#### 床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上  
床材の隙間は 3cm 以下

- B 床材と建地の隙間は 12cm 未満



### 墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

### ～「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています（平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託）。本事業では、主に以下の取組を行っています。

#### ● 「より安全な措置」等に関する調査・診断

→ 「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

#### ● 「より安全な措置」等に関する説明会

→ 全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合（本部・支部）まで

ホームページ： <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス： [info@kasetsuanzen.or.jp](mailto:info@kasetsuanzen.or.jp)

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。